

- ⑤ 「09 本社(店)電話番号」欄、「10 担当者電話番号」(必要があれば内線番号) 欄及び「11 本社(店) FAX番号」欄の市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()を用いないこと。

(例)

0	3	-	3	5	8	1	-	3	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 「12 メールアドレス」欄は、参議院からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
 なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。
- ⑦ 「13 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「07 代表者氏名」欄への押印は不要である。
 なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書等を提出する場合は本欄への記載は不要である。
- (5) 「14 登録を受けている事業」欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。
- ① 測量業者・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けている場合。
 - ② 建築士事務所・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合。
 - ③ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合。
 - ④ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合。
 - ⑦ 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。)
 - ⑧ 司法書士・・・司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 計量証明事業者・・・計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名が空白の欄に記載する。
- (6) 「15 設立年月日(和暦)」欄は、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。
- (7) 「16 みなし大企業」欄は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れること。

3. 申請書【様式1-2】の作成方法

- (1) 「17 測量等実績高」の各欄は、次により記載すること。
- ア 「① 競争参加資格希望業種区分」欄は、参議院が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種(以下「競争参加資格希望業種」という。)に○印を付すこと。
業種区分:測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査
- イ 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する(決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。)ほか、競争参加希望業種以外の実績高は、「その他」に一括して計上する。なお、「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

- (2) 「18 有資格者数」欄は、参議院が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

4. 申請書【様式1-3】の作成方法

- (1) 「19 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門の番号に○印を付する。

- (2) 「20 自己資本額」の各欄は、次により記載する。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた合計額を記載する。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金があった場合に、その合計額を記載する。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

また、個人にあつては「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

- (3) 「21 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

- (4) 「22 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること。

- (5) 「23 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

- (6) 「24 外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1・2・3のいずれか）に○印を付するとともに〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (7) 「25 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載すること。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除して記載（1年未満切捨て）する。

- (8) 「26 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数をそれぞれ記載する。また、「④ 計」欄は、法人にあつては常勤役員を含めた数を、個人にあつては事業主を含めた数をそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄は、常勤役員又は事業主の数を内数で記載すると。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

5. 技術者経歴書【様式2】の作成方法

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

6. 営業所一覧表【様式3】の作成方法

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載

することとする。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

7. 測量等実績調書【様式4】の作成方法

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとする。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

8. 添付書類について

(1) 登記事項証明書(個人の場合にあっては身元証明書)又はその写し

申請者が法人である場合は、登記事項証明書を提出する。

申請者が個人である場合は、申請者の住所を管轄する市区町村が発行した身元証明書を提出すること(「10.」を参照)。

(2) 登録証明書等又はその写し

2.(5)の①から⑩までに掲げた各登録等について登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。(「10.」を参照)

(3) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(個人にあっては、これらに類する書類)をいう。

(4) 納税証明書又はその写し

直前1年間に未納の税額(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税)がないことについて税務官署が発行する証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3の2又はその3の3)をいう(「10.」を参照)。

9. 委任状【様式5】

行政書士等が代理申請を行う場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請を行う権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する(正本を提出すること)。

10. 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、コピー・スキャナ等により複写したもので代用できる。

11. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「05 本社(店)住所」欄は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

(2) 申請書の「06 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

(3) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

(4) 提出書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

(5) 申請書等の金額表示が外国貨幣額の場合は、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載する。

12. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。